

**日吉津村海浜運動公園再整備事業  
募集要項**

**令和7年3月  
(令和7年3月27日\_修正版)  
日吉津村**

# 目次

第1章 募集要項の位置付け.....	1
第2章 事業内容に関する事項.....	2
1 本事業の名称 .....	2
2 施設の種類等 .....	2
(1) 名称 .....	2
(2) 種類 .....	2
3 本事業に供される施設の管理者の名称.....	2
4 事業地 .....	2
5 事業目的 .....	2
6 本事業の基本理念.....	3
7 事業手法 .....	3
8 業務範囲 .....	3
(1) 設計業務（要求水準書第5章2で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）.....	3
(2) 工事監理業務（要求水準書第5章3で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）.....	3
(3) 建設業務（要求水準書第5章4で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）.....	3
(4) システム開発業務（要求水準書第5章5で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）.....	3
(5) 研修業務（要求水準書第5章6で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）.....	3
9 事業期間 .....	3
10 事業スケジュール.....	4
11 事業者の収入 .....	4
12 募集要項等の変更.....	4
第3章 事業者の募集及び選定に係る事項.....	5
1 募集及び選定の方法.....	5
2 募集及び選定のスケジュール.....	5
3 応募者が備えるべき参加資格要件.....	5
(1) 応募の参加要件.....	5
(2) 応募者の資格要件.....	6
(3) 応募者の制限.....	7
(4) 応募者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日.....	9

4	審査及び優先交渉者の選定に関する事項	9
5	募集要項等への質疑及び回答	9
	(1) 質疑の締切及び回答	9
	(2) 質疑の方法	9
	(3) 質疑に対する回答	9
6	競争的対話の開催	10
	(1) 概要	10
	(2) 開催日時	10
	(3) 場所	10
	(4) 実施方法	10
	(5) 申込み方法	10
	(6) 申込み期限	10
	(7) 知的財産権の取り扱い	10
	(8) その他	10
7	参加表明及び資格審査	11
	(1) 提出書類	11
	(2) 受付期間及び場所	11
	(3) 資格審査	11
	(4) 参加資格要件の審査結果及び応募参加番号の通知	11
	(5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	11
8	応募	11
	(1) 応募	11
	(2) 提案書に記入する金額	12
	(3) 募集予定価格	12
	(4) 応募の辞退	12
	(5) 応募の棄権	12
	(6) 公正な募集の確保	13
	(7) 募集の中止・延期	13
	(8) 応募の無効	13
	(9) 提案書の取扱い	13
	(10) 提案書の変更の禁止	14
	(11) 応募保証金	14
第4章	優先交渉権者の決定方法	15
1	選定委員会	15
2	審査及び優先交渉権者決定手順	15
	(1) 審査手順	15



## 第1章 募集要項の位置付け

この募集要項は、日吉津村（以下「村」という。）が日吉津村海浜運動公園再整備事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び選定する（以下「本プロポーザル」という。）にあたり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方については、令和7年2月6日に公表した「日吉津村海浜運動公園再整備事業実施方針」（以下「実施方針」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に係る質問・意見を反映しているため、本プロポーザルへ応募する者（以下「応募者」という。）は、募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。

なお、募集要項に併せて交付する次の別添資料についても募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

別添資料 1 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 様式集」（以下「様式集」という。）

別添資料 2 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）

別添資料 3 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 審査基準」（以下「審査基準」という。）

別添資料 4 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 基本契約書（案）」（以下「基本契約」という。）

別添資料 5 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 設計施工一括請負契約書（案）」（以下「設計施工一括請負契約」という。）

別添資料 6 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 システム開発業務委託契約書（案）」（以下「システム開発業務委託契約」という。）

別添資料 7 「日吉津村海浜運動公園再整備事業 研修業務委託契約書（案）」（以下「研修業務委託契約」という。）

## 第2章 事業内容に関する事項

### 1 本事業の名称

日吉津村海浜運動公園再整備事業

### 2 施設の種類の等

#### (1) 名称

日吉津村海浜運動公園

#### (2) 種類

都市公園

### 3 本事業に供される施設の管理者の名称

日吉津村長 中田 達彦

### 4 事業地

日吉津村海浜運動公園（鳥取県西伯郡日吉津村）

### 5 事業目的

村は、利用の低下している日吉津村海浜運動公園（以下「海浜運動公園」という。）について、村民が気軽に利用できる憩いの場、安心安全にくつろげる場、スポーツを楽しめる場として、またスポーツを通じ、交流や運動を行うことにより健康寿命を延ばす役割を果たしていくとともに、スポーツ・アウトドアアクティビティの拠点として再整備し、アウトドアやスポーツを楽しみながら宿泊滞在でき、村の内外を問わずに交流することができる魅力ある観光・交流スポットにすることを目指す。

第2期日吉津村地方創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）では、2060年に3,600人の人口を目指しており、今後の社会移動や交流人口の獲得のためには、村の知名度の向上を図ることは不可欠である。そのため村では、総合戦略において地域と繋がるにぎわいの創出として、村への更なる観光誘客を促進するために海岸エリアの地域資源の磨き上げや掘り起こしを図ることとしている。村は、観光客の村での滞在時間を伸ばし、観光の魅力化を図り、村を訪れる人の増加、村でコトを消費できる場づくりを行っていく。

また、村は、海浜運動公園キャンプ場にグランピング施設、オートキャンプ場、デイキャンプ施設を整備し、新たなアウトドア客の需要を掘り起こしていくとともに、使用頻度の低い機能を廃止し、多世代で多様なスポーツを楽しめる多目的スポーツ広場を整備することで、観光先でスポーツを気軽に楽しむ層にもアプローチする。村は、海浜運動公園を活性化させることで、鳥取県西部地域の交通の結節点でもある村に立地する商業施設の活性化、更なる商業店舗の立地や創業を促し、地域経済の活性化や雇用の促進により人口の維持、人口の増加といった複合的な波及効果を狙う。

## 6 本事業の基本理念

村では 2060 年までの人口の維持を達成するために、村民の野外活動やスポーツライフを実現し、健康寿命及び子育て育成環境の向上を図るだけでなく、村の知名度を向上させ、海浜運動公園を観光拠点として確立するべく、以下の考え方にに基づき、海浜運動公園の再整備を行う。

- ① 多様なニーズに対応した誰もが利用しやすい公園とすること
- ② 地域のスポーツ・アウトドアアクティビティを支える公園とすること
- ③ 立地を活かし、民間のノウハウを活用した魅力ある公園とすること
- ④ 多くのイベントが開催可能な、村民に開かれた公園とすること
- ⑤ 利用者のアウトドアアクティビティのニーズに応える安心安全な公園とすること

## 7 事業手法

本事業は、事業者が設計業務、建設業務及び工事監理業務を行う DB (Design Build) 方式（設計施工一括方式）により実施するほか、事業者がシステム開発業務及び研修業務を受託し実施する。なお、いずれの業務についても本章 8 において定義する。

## 8 業務範囲

本事業の業務範囲は以下のとおりとし、以下の各業務を総称して「本業務」という。

- (1) 設計業務（要求水準書第 5 章 2 で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）
- (2) 工事監理業務（要求水準書第 5 章 3 で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）
- (3) 建設業務（要求水準書第 5 章 4 で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）
- (4) システム開発業務（要求水準書第 5 章 5 で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）
- (5) 研修業務（要求水準書第 5 章 6 で規定する業務及び当該業務をする上で必要な関連業務をいう。以下同じ）

## 9 事業期間

本事業の事業期間は、日吉津村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、村議会における議決を受け、設計施工一括請負契約が本契約として成立した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

## 10 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは以下のとおりである。

募集要項等の公表	令和7年3月14日
優先交渉権者の決定	令和7年6月20日前後
基本契約の締結	令和7年6月下旬
設計施工一括請負契約の締結	令和7年7月
システム開発業務委託契約及び研修業務委託契約の締結	令和7年7月
設計及び工事業務	令和7年7月～令和8年3月
システム開発業務	令和7年7月～令和8年3月
研修業務	令和7年7月～令和8年3月
本施設（第3章3において定義する）引渡し日	令和8年3月
本事業終了	令和8年3月末
供用開始日	令和8年4月

### 11 事業者の収入

村は、本事業において、事業者が提供する本業務へのサービスに対し、対価を支払う。対価の支払方法等の詳細については、村が事業者と締結する設計施工一括請負契約、システム開発業務委託契約及び研修業務委託契約（以下、基本契約、設計施工一括請負契約、システム開発業務委託契約及び研修業務委託契約を個別又は総称して「特定事業契約」という。）に示す。

村は、本業務の対価を各特定事業契約に基づき、設計事業者（第3章3において定義する。）、工事監理事業者（第3章3において定義する。）、建設事業者（第3章3において定義する。）、システム開発事業者（第3章3において定義する。）及び研修事業者（第3章3において定義する。）にそれぞれ支払うものとする。

### 12 募集要項等の変更

村は、募集要項等公表後における事業者からの質問や事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、募集要項等の内容の変更を行うことがある。

なお、村は募集要項等の内容の変更を行った場合は、速やかに、その内容を村のホームページへの掲載により公表する。



### 第3章 事業者の募集及び選定に係る事項

#### 1 募集及び選定の方法

事業者の選定に当たっては、競争性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、「公募型プロポーザル方式」とする。

応募者の中から最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として決定する。

#### 2 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に示すとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

募集要項等の公表	令和7年3月14日
募集要項等に関する質疑	令和7年3月14日～令和7年3月20日
質疑への回答	令和7年3月24日
競争的対話	令和7年3月27日
参加表明書の受付	令和7年4月10日
提案書の受付	令和7年6月2日～令和7年6月13日
提案書類の内容に関するヒアリング	令和7年6月20日前後
優先交渉権者の審査・決定	令和7年6月20日前後
優先交渉権者の公表	令和7年6月20日前後
基本契約の締結	令和7年6月下旬

#### 3 応募者が備えるべき参加資格要件

##### (1) 応募の参加要件

応募者は、本事業で整備するグランピング施設、トイレ、オートキャンプ場、デイキャンプ場、多目的スポーツ広場、駐車場、公衆トイレ・器具庫、休憩エリア及びビジターセンター（以下「本施設」という。）の設計業務を担当する者（以下「設計事業者」という。）、本施設の工事監理業務を担当する者（以下「工事監理事業者」という。）、本施設の建設業務を担当する者（以下「建設事業者」という。）、本施設のシステム開発業務を担当する者（以下「システム開発事業者」という。）及び研修業務を担当する者（以下「研修事業者」という。）等で構成されるものとする。

1	応募者は、民間事業者又は代表事業者及び構成事業者で構成される共同事業者（以下「コンソーシアム」という。）とし、設計事業者・工事監理事業者・建設事業者・システム開発事業者・研修事業者等、参加表明書の提出時に決定しているすべての参加者を明らかにすること。 ※代表事業者とは、以下に示す構成事業者から選出されたコンソーシアムを代表して本事業を統括する法人・個人をいう。
---	--

	※構成事業者とは、コンソーシアムに参画する参加者であり、直接各業務を担う法人・個人をいう。
2	構成事業者から代表事業者を選定し、代表事業者は、応募に関する手続の窓口を担うこと。
3	本業務の一部を、第三者に委託することを可能とするが、その場合、提案書にその旨と再委託先の委託事業者名を明示すること。
4	各業務を複数事業者で実施する場合は各業務を総括する事業者を決めること。
5	参加表明書により参加の意思を表明したコンソーシアムの代表事業者の変更は認められない。
6	参加表明書により参加の意思を表明したコンソーシアムの構成事業者の変更は原則として認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、代表事業者は村と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに村が承諾した場合に限り、代表事業者を除く構成事業者の変更及び追加を行うことができるものとする。
7	構成事業者は、他のコンソーシアムの構成事業者としての重複参加は認められない。

## (2) 応募者の資格要件

設計事業者、工事監理事業者及び建設事業者は、それぞれ以下の資格要件を満たすものとする。また、システム開発事業者及び研修事業者については、資格要件を定めないものとする。なお、複数の資格要件を満たす者は、複数の業務を実施することができる。再委託先の委託事業者も資格要件を満たすものとする。また、各業務を複数の事業者で実施する場合は、各業務を統括する事業者を定めること。

なお、類似施設とは、応募者が提案する工法、構造で建てられた本施設と同等規模以上の施設とする。

### ア 設計事業者

設計事業者は、次の要件について、いずれにも該当すること。

1	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
2	配置予定管理者が直近 15 年以内に竣工した類似施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。
3	複数の設計事業者で実施する場合は、各設計事業者がそれぞれ 1 の要件を満たすものとし、2 の要件については、複数の設計事業者のうち少なくとも一者が満たすこと。

## イ 工事監理事業者

工事監理事業者は、次の要件について、いずれにも該当すること。なお、工事監理事業者は、建設事業者と兼ねることはできない。

1	建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
2	配置予定管理者が直近 15 年以内に竣工した類似施設の工事監理実績を有すること。
3	複数の工事監理事業者で実施する場合は、各工事監理事業者がそれぞれ 1 の要件を満たすものとし、2 の要件については、複数の工事監理事業者のうち少なくとも一者が満たすこと。

## ウ 建設事業者

建設事業者は、次の要件について、いずれにも該当すること。

1	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。
2	建設業法に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
3	配置予定監理技術者が直近 15 年以内に竣工した類似施設の施工実績を有すること
4	配置予定現場代理人が、本事業の工事着手日の 1 か月前において、工事現場に常駐で配置できること。ただし、本事業の参加申込書の提出日現在において、3 か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者でないものであること。
5	複数の建設事業者で実施する場合は、各建設事業者がそれぞれ 1 及び 2 の要件を満たすものとし、3 及び 4 の要件については建設業務を統括する者が当該要件を満たすこと。

## (3) 応募者の制限

以下に該当する者は、応募できないものとする。

1	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
2	会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）。
3	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者は除く。）。

4	日吉津村建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱による指名停止の期間中である者。
5	破産手続開始の決定を受けた法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
6	役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役等、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者がある法人。
①	暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者
②	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
③	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
④	直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
⑤	暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
⑥	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
⑦	禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
⑧	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者。
⑨	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から④までのいずれかに該当する者。
7	暴力団員等がその事業活動を支配する法人。
8	建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者。
9	直前2期の法人税、消費税又は法人住民税を滞納している者。
10	村が本事業のために設置する日吉津村海浜運動公園再整備事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）又はこれらの者が属する事業者と資本面又は人事面において密接な

	関連がある者。
11	本事業について事業化支援業務を受託した次の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。 ■株式会社ローカルファースト研究所 ■株式会社 PPP 総合研究所 ■森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

#### (4) 応募者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日

応募者の備えるべき参加要件等に関する確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。なお、提案書の受付期限日から優先交渉権者決定の日までに応募者の備えるべき参加要件等を欠く事態が生じた応募者は失格とする。

#### 4 審査及び優先交渉者の選定に関する事項

公募公告は令和7年3月14日（金）とし、村のホームページにおいて公表する。また、募集要項等については、同様のホームページにおいて公表する。

#### 5 募集要項等への質疑及び回答

募集要項等への質問疑義を次のとおり受け付ける。なお、質問疑義の受付及び回答を実施する。

##### (1) 質疑の締切及び回答

質疑の締切：令和7年3月20日（木） 17時まで

質疑に関する回答：令和7年3月24日（月）

##### (2) 質疑の方法

別紙「様式集」中、「募集要項等に関する質問疑義照会書（様式 1-1）」に必要事項を記入の上、担当窓口で電子メールで提出すること。電話及び口頭による質疑には応じないものとする。電子メールを送信する際の件名は「【日吉津村海浜運動公園再整備事業 募集要項等に関する質疑】〇〇〇（応募者名）」とすること。

##### (3) 質疑に対する回答

事業実施上必要と認められるものについてのみ、回答期限までに村ホームページ内で回答する。なお、質疑を提出した者の名称は公表せず、意見表明や提案等と解されるものには回答しないものとする。

## 6 競争的対話の開催

### (1) 概要

本プロポーザルへの参加を予定する応募者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する理解を深め、村の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、競争的対話を実施する。

### (2) 開催日時

令和7年3月27日（木）の9時～12時、13時～17時

※開催日時のうち各1時間程度を予定(同時に複数の民間事業者で参加する場合の時間は考慮する)。

### (3) 場所

日吉津村役場を予定（WEBによる実施も可能）。詳細は対話への参加申込者に別途伝える。

### (4) 実施方法

村及び対話参加者で個別に行う。対話参加者は個別又は複数の民間事業者とし、次の本事業に関する事業化支援業務の受託者が同席する。

- ① 株式会社ローカルファースト研究所
- ② 株式会社PPP総合研究所

### (5) 申込み方法

別紙「様式集」中、「競争的対話の申込書（様式1-2）」に必要事項を記入の上、担当窓口で電子メールで提出すること。電子メールを送信する際の件名は「【日吉津村海浜運動公園再整備事業競争的対話 参加申込】〇〇〇（参加者名）」とすること。なお、希望日時については、各日程の枠で第1～3希望まで受付を行い、詳細な時間については別途通知するものとする。

### (6) 申込み期限

令和7年3月24日（月） 17時まで

### (7) 知的財産権の取り扱い

対話参加者のアイデア及びノウハウは保護の上、厳重に管理し、本事業の目的以外に使用しないものとする。

### (8) その他

競争的対話への参加による審査への加点はないものとする。

## 7 参加表明及び資格審査

### (1) 提出書類

応募者及び応募者の構成事業者が、応募者の代表事業者によって、様式集第2章2に記載された書類を提出し、審査を受けるものとする。

### (2) 受付期間及び場所

受付期間及び場所は、次のとおりとする。

- ① 受付期間：令和7年4月10日（木）17時まで必着。
- ② 提出場所：本事業に関する窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵送で提出すること。電子メール等による提出は受けないので注意すること。

### (3) 資格審査

村は、提出書類に基づいて応募者及び応募者の構成事業者が備えるべき参加資格要件具備について審査を行う。

### (4) 参加資格要件の審査結果及び応募参加番号の通知

応募者及び応募者の構成事業者の参加資格要件の審査結果は、令和7年4月4日（金）までに応募者の代表事業者に通知する。

この場合において、当該資格があると認められた者に対して、応募参加番号を参加資格適格通知書により通知する。また、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。なお、電話又は来庁による問い合わせには回答しないものとする。

### (5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、村に対し、書面により説明を求めることができる。

- ① 受付期間：令和7年4月18日（金） 17時まで必着。
- ② 提出場所：本事業に関する窓口
- ③ 提出方法：「参加資格がないと認められた理由の説明要求書」（任意様式）を作成の上、持参又は郵送で提出すること。なお、電子メール等による提出は受けないので注意すること。
- ④ 回答及び方法：令和7年4月25日（金）までに、書面により回答する。

## 8 応募

### (1) 応募

参加資格があると認められた応募者は、参加資格適格通知書を持参（郵送の場合はコピー）のうえ、提案書を以下の要領にて提出する。なお、応募は応募者の代表事業

者が行うこと。また、応募者については匿名として審査を行うため、提案書のうち指定する様式については、様式の所定の欄に、村が通知した応募参加番号を記載し、コンソーシアム名、応募者名、住所、構成事業者名及びそれらを特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

- ① 受付期間：令和7年6月2日（月）から6月13日（金）17時まで必着。
- ② 提出場所：本事業に関する窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵送で提出すること。なお、電子メール等による提出は受け付けないので注意すること。
- ④ 提出書類：様式集第2章4を参照のこと。

## (2) 提案書に記入する金額

優先交渉権者の決定に当たっては、様式8-1に記入された金額をもって審査の価格とする。

提案書には、下記の金額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額については、すべて10%で計算すること。

提案金額は、本業務の対価並びにその消費税及び地方消費税相当額とする。

## (3) 募集予定価格

募集予定価格は、事業期間にわたって村が事業者を支払う本業務の対価並びにその金額のうち消費税対象額に対する消費税及び地方消費税相当額を合計した金額（総額）である。なお、各特定事業契約に規定する金利変動及び物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

### 【本業務の対価】

405,328,000 円

### 【内訳】

- ・業務の対価とその消費税及び地方消費税

## (4) 応募の辞退

参加資格があると認められた応募者が応募を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式3-1）を持参すること。

受付期間：令和7年5月23日（金）17時まで必着。

提出場所：本事業に関する窓口

## (5) 応募の棄権

参加資格があると認められた応募者が、(1)に示す応募の受付期間に、提案書を提出しない場合は、棄権したものとみなす。



## (6) 公正な募集の確保

応募者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該応募者を参加させず、又は募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

## (7) 募集の中止・延期

募集を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、村は、募集の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## (8) 応募の無効

次の場合の応募は無効とする。

1	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者の応募。
2	応募者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の応募並びに応募に関する条件に違反した応募。
3	提案書記載の価格、法人名、氏名その他の事項を確認できない応募。
4	提案書記載の価格を加除訂正した応募及び記名押印のない応募。
5	同一の応募者又はその代表事業者が二通以上の応募をした応募。
6	談合その他不正の行為があったと認められる応募。
7	電子メールによる応募。
8	その他、応募に関する条件に違反した応募。

## (9) 提案書の取扱い

### ア 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、村は、優先交渉権者となった応募者から提出された提案書について、本事業の公表その他村が必要と認める場合にあっては、当該提案書の全部又は一部を応募者の承諾を得ることなく無償で自由に使用できるものとする。

また、優先交渉権者以外の応募者から提出された提案書については、当該応募者に無断で使用しないものとする。

### イ 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募

者が負うものとする。

**(10) 提案書の変更の禁止**

提案書の変更、差替え又は再提出は認められないこととする。

**(11) 応募保証金**

応募保証金は免除する。

## 第4章 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式によるものとする。選定委員会は、募集予定価格の制限の範囲内の価格をもって提案を行った者のうち、総合評点が最高点となる者を決定し、村は、選定委員会の報告を尊重して優先交渉権者を決定する。詳細は審査基準を参照のこと。

### 1 選定委員会

村は、日吉津村海浜運動公園再整備事業に係る事業者選定委員会設置要綱に基づき、次に示す外部有識者及び村職員を委員とする選定委員会を設置する。

委員長	多田 憲一郎	鳥取大学地域学部地域学科教授
副委員長	澤田 廉路	工学博士、一級建築士
委員	難波 康夫	鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部観光商工課長
委員	小原 義人	日吉津村総務課長
委員	橋田 和久	日吉津村福祉保健課長
委員	横田 威開	日吉津村教育委員会次長

※機構改革及び人事異動により、選定委員は変更となる可能性あり。

### 2 審査及び優先交渉権者決定手順

#### (1) 審査手順

選定委員会は、参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容が、村が要求する設計業務、工事監理業務、建設業務、システム開発業務及び研修業務に関する要求水準を満足することを前提とし、提案価格及び提案書の内容に係る審査を行う。

#### (2) ヒアリングの実施

選定委員会は、提案内容の説明を求めるヒアリングを行う。ヒアリングでは提案書以外の資料その他の使用は認められない。なお、詳細な日程等については、別途、応募者に対して通知されるものとする。

#### (3) 優先交渉権者の選定及び決定

選定委員会は、提案価格及び提案書の内容により総合評価した提案審査結果に基づき、最高評点を獲得した者を村に報告し、村は、選定委員会の決定を尊重して、優先交渉権者を決定する。

最高評点に複数の提案が同点で並んだ場合は、村は、選定委員会と協議・検討し、最高評点に並んだ提案の中から、村の要求に最も沿っていると判断できる提案を優先交渉権者として決定する。

#### (4) 応募結果の通知及び公表

村は、優先交渉権者決定後、速やかに応募者に対して応募結果を通知するとともに、村のホームページへの掲載により応募結果を公表する。

#### (5) 事業者を選定しない場合

村は、事業者の募集、提案書の評価及び選定において、最終的に、応募者がいない、あるいは、いずれの応募者においても村の財政負担の軽減の達成が見込めない、すべての提案の水準が村の求める水準に達していない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断した場合には、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表する。

## 第5章 契約に関する事項

### 1 手続における交渉の有無

優先交渉権者の決定後の契約手続において、募集要項等に示した契約条件の重要な変更は行わないこととする。

### 2 基本契約の締結

村は、事業者と基本契約を締結する。

### 3 設計施工一括請負契約の締結

村と設計事業者、建設事業者及び工事監理事業者は、設計施工一括請負契約の仮契約を締結する。この仮契約は日吉津村議会の議決を経たときに、本契約としての効力が生じる。

### 4 システム開発業務委託契約

村とシステム開発事業者は、システム開発業務委託契約を締結する。

### 5 研修業務委託契約の締結

村と研修事業者は、研修業務委託契約を締結する。

### 6 契約保証金

事業者は、各特定事業契約の定めに従って、契約保証金を納付する。

ただし、契約保証金は、日吉津村財務規則（平成21年規則第8号）第108条の規定に該当する場合は、免除する。その他、契約保証金に代わる担保については、同規則第110条を適用するものとする。

### 7 契約条件の変更

上記各特定事業契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、事業者の提案価格及び提案書の内容並びに募集要項等に示した契約条件について、変更できないことに留意すること。

### 8 契約締結まで至らなかった場合

事業者が基本契約を締結しない場合、村は事業者を除く応募のうち、総合評価の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある（地方自治法施行令第167条の2の規定に基づく随意契約）。

### 9 議会の議決に付すべき契約の締結

設計施工一括請負契約は、日吉津村議会の議決を経たときに、本契約として効力が生ずるものとする。

なお、村と事業者との間において、設計施工一括請負契約が効力を生じるに至らなかった場合（事業者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には、村及び事業者が本事業の準

備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、村及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとする。

## 10 その他

### (1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、村のホームページ等を通じて行われる。

### (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨等

使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (3) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

また、参加資格要件に係る個別質問に要する書類、参加資格の審査に要する書類及び提案書については、返却されないものとする。

## 第6章 事業実施に関する事項

### 1 村による本事業の実施状況の確認

村は、本事業の実施状況について、監視、測定及び評価等のモニタリングを実施し、事業者が定められた業務を確実にを行い、要求水準書に規定された要求水準を達成しているか否かを確認することができるものとする。モニタリングに要する費用のうち、事業者が行う作業等に必要な費用は事業者の負担とする。

### 2 事業期間中の村と事業者の関わり

本事業は、原則として事業者の責任において遂行される。村は、前項のとおり事業実施状況について確認を行うものとし、原則として代表事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて構成事業者及び協力事業者と直接、連絡調整を行うことができるものとする。

### 3 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合の措置については、基本契約及び各特定事業契約（案）を参照すること。

## 第7章 その他

### 1 権利義務に関する制限

#### (1) 基本契約及び各関連契約上の地位

村の事前の書面による承諾がある場合を除き、事業者は基本契約及び各特定事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

#### (2) 債権の譲渡・質権設定及び担保の提供

事業者は、村に対して有する本業務の対価に係る債権のほか基本契約及び各特定事業契約上の村に対する債権を村の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、質権の設定又は担保の提供を行うことはできないものとする。

### 2 法制上及び税制上の優遇措置

村は、本事業における法制上及び税制上の優遇措置は予定していない。

### 3 財政上及び金融上の支援措置

- (1) 村は、財政上及び金融上の支援措置を予定していない。
- (2) 財政上及び金融上の提案については、事業者が自らのリスクで実行すること。
- (3) 村は、国からの交付金（第2世代交付金）の交付を受けることを予定しているが、別途定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、村が行う交付金に係る手続等に必要の図面や事業費、面積等の資料提供等を行うこと。

## 第8章 受付窓口

担当部署	総合政策課 担当：松田
住所	〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15
電話	0859-27-5954
FAX	0859-27-0903
E-mail	sougouseisaku@vill.hiezu.lg.jp

日吉津村ホームページアドレス

<https://www.hiezu.jp/list/sougouseisaku/g134/x204/y122/v667/>